

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

安城市長 三星元人

安城市条例第32号

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例（平成10年安城市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表火葬場の項中「50,000円」を「70,000円」に、「30,000円」を「40,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に、「3,300円」を「4,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に安城市総合斎苑の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。